

船舶事故調査報告書

平成27年2月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	不明（平成26年12月28日 11時00分ごろ～16時30分ごろの間）
発生場所	新潟県新潟市新川 ^{しんかわ} 漁港西南西方沖 新潟市所在の越後新川港北防砂堤B灯台から真方位254° 2.2海里付近 （概位 北緯37° 51.8′ 東経138° 52.6′）
事故調査の経過	平成26年12月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長及び甲板員からの意見聴取は、両人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{はまいち} 浜一丸、1.1トン NG3-14703（漁船登録番号）、個人所有 6.69m (Lr) × 1.93m × 0.80m、FRP ガソリン機関、60kW（動力漁船登録票による）、昭和60年6月1日
乗組員等に関する情報	船長 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年7月1日 免許証交付日 平成24年6月20日 （平成29年6月30日まで有効） 甲板員 男性 69歳
死傷者等	死亡 2人（船長及び甲板員）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、たこ箱漁の目的で、平成26年12月28日07時30分ごろ新川漁港を出港したが、漁労機器が故障したので一旦帰港した後、11時00分ごろ再び出港した。 本船は、帰港予定時刻の15時00分ごろを過ぎても帰港しなかったことから、所属漁業協同組合職員の依頼を受けて僚船が捜索を行ったところ、16時30分ごろ、新川漁港西南西方沖において、無人で転覆しているところを発見され、僚船から連絡を受けた同職員が海上保安庁へ通報し、他の僚船にえい航されて新川漁港に入港した。

	<p>船長及び甲板員は、海上保安庁の巡視船、ヘリコプター及び航空機、新潟県警察本部所属のヘリコプター等によって捜索が行われた結果、甲板員は29日06時30分ごろ新潟市関屋分水河口の北北西方沖12.0km付近で、船長は31日00時15分ごろ新川漁港の北北西方沖7.0km付近でそれぞれ発見されたが、いずれも溺水による死亡と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約5m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長及び甲板員は、発見時、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船のたこ箱漁は、120個のたこ箱を約10m間隔で幹繩に取り付けて海底にはわせ、幹繩の両端と中間にアンカーを入れていた。</p> <p>(図1、写真1参照)</p> <div data-bbox="555 801 1426 1285" data-label="Diagram"> </div> <p style="text-align: center;">全長：約1,200m</p> <p style="text-align: center;">図1 たこ箱漁概略図</p> <div data-bbox="679 1424 1264 1854" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">写真1 たこ箱</p> <p>本船の揚繩機は、小さなローラと「センベイ」と呼ばれる鋳物製の2枚の皿状のもので構成され、ローラを介して「センベイ」の隙間に幹繩を引っ掛けて巻き上げるようになっていた。(写真2、写真</p>

3、写真4参照)



写真2 本船全景（右舷方）



写真3 本船全景（船首方）

揚縄機

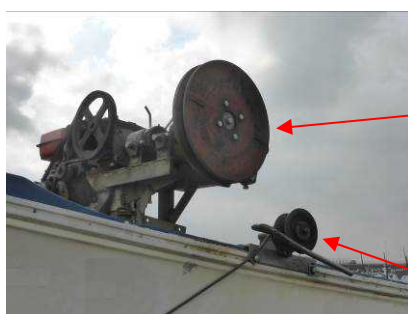


写真4 揚縄機

センベイ

ローラ

本船は、発見されたとき、「センベイ」に幹縄が狭まれた状態であり、幹縄は、中間のアンカー付近まで巻き上げられていた。

分析
乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

不明
不明
不明

本船は、平成26年12月28日11時00分ごろ新川漁港を出港し、16時30分ごろ、新川漁港西南西方沖において、揚縄機の「センベイ」に幹縄が狭まり、無人で転覆しているところを発見されたことから、この間において、たこ箱漁の揚縄作業中に転覆したものと考えられるが、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。

船長及び甲板員の死因は、溺水であった。

船長及び甲板員は、転覆して落水し、溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。

原因

本事故は、本船が、新川漁港西南西方沖でたこ箱漁の揚縄作業中、転覆したことにより発生したものと考えられる。

参考

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 防水型携帯電話等を常に携帯し、落水した際の連絡手段を確保しておくことが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

